

金銭消費貸借契約証書

(貸借)

第1条 甲は乙に対し、本日金.....円を貸し渡し、乙はこれを受け取り借用した。

(弁済方法)

第2条 乙は、毎月末日限り、元本.....円を甲に持参又は甲の指定する金融機関へ振り込んで支払う。

2 返済の開始月は、.....年 月より開始する。ただし、次条に記載する利息は本日より発生するものとし、乙は、第1回目の返済の際に本日から第1回目の返済日までの利息を支払う。

(利息)

第3条 本契約の利息は年.....%とし、前条に記載する元本の返済と共に甲に持参又は甲の指定する金融機関へ振り込んで支払う。

(遅延損害金)

第4条 期限後または期限の利益を失ったときは、乙は甲に対し、その翌日から完済に至るまで、年.....%の遅延損害金を支払わなければならない。

(期限の利益喪失)

第5条 次の場合には、甲からの通知催告がなくても当然期限の利益を失い、乙は直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 他の債務につき仮差押え、仮処分または強制執行等を受けたとき
- (3) 他の債務につき競売、破産または再生手続開始の申立があったとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 乙の振出し、裏書、保証にかかる手形・小切手が不渡りとなったとき
- (6) 甲に通知せずに、乙が住所を移転したとき

上記のとおり甲乙間に金銭消費貸借が成立したので、本証書2通を作成し、甲乙それぞれが1通を保持する。

.....年 月 日

(甲) 住 所.....
氏 名.....[㊞]

(乙) 住 所.....
氏 名.....[㊞]